

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく象牙の国内流通管理制度の改正に対する意見募集について（実施結果）

1 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページ、記者発表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる環境省ホームページの閲覧及び郵送

(3) 意見提出期間

平成 16 年 5 月 21 日（金）～ 平成 16 年 6 月 18 日（金）

(4) 意見提出方法

電子メール、F A X 及び郵送

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
F A X	1件
郵 送	0件
電子メール	4件
計	5件

(2) 対応方針

ご意見	対応方針
今後、施行前の未登録品を登録するような施策を進めていただきたい。	施行前に入手した未登録の全形を保持した象牙（磨牙、彫牙を含む）で、登録要件を満たしているものについては法第 20 条の規定に基づく登録が可能です。
種の保存法では特定国際種事業を行う者に対して取引台帳等の報告時期を定めていない。記載台帳を定期的に報告するよう、報告システムを強化するべきである。	種の保存法における報告時期を定めた規定はないが、現在、法第 33 条の 5 で準用する法第 33 条の規定に基づき、特定国際種事業を行う者に対して報告徴収を定期的に行っているところです。

ご意見	対応方針
<p>消費者が、届出を行っている小売業者を識別することができないので、特定国際種事業者であることがわかるようなしくみをつくり、業者間または消費者が判別できるようにするべきである。</p>	<p>ご指摘いただいた点については今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>
<p>未加工象牙の在庫量と半加工象牙/加工象牙の在庫量を統一して把握できるようなしくみをつくるなど、象牙の在庫管理システムを強化するべきである。</p>	<p>ご指摘いただいた点については今後の検討の際に参考にさせていただきます。</p>
<p>関税法と種の保存法は連動していない。違法取引に対する処罰の強化として、届け出業者が違法取引にかかわった場合、業の一時停止をおこなうべきである。</p>	<p>ご指摘いただいた点については今後の検討の際に参考にさせていただきます。</p>
<p>ゾウ取引情報システム(ETIS)が適切に機能するよう、国内での象牙の差し止め事例を条約事務局に定期的に報告すべきである。</p>	<p>今後、国内で象牙の違法取引の摘発があった場合につきましては、ETIS に対して報告することにつき検討します。</p>
<p>印鑑など、象牙でなくても作れる。今や象牙の需要は多くないので、野生動植物種の保護のためにも制度の強化をお願いしたい。</p>	<p>今回、野生のゾウの密猟、象牙の密輸等の防止に資するため、制度の強化を行うこととしたものです。</p>
<p>輸入の経緯が不明な象牙の管理も必要である。</p>	<p>全形を保持した象牙（磨牙、彫牙を含む）は種の保存法第 20 条に規定する登録を受けたもののみ譲渡し等が可能となっています。登録を受けていない象牙の譲渡し等を行うことは違法行為にあたります。</p>
<p>全ての段階で流通を把握し、違法取引を規制することが出来るのであれば好ましいこと。今後は生産・販売・購入を行わないようにすべきである。</p>	<p>ワシントン条約の厳格な規制のもと合法的に輸入された象牙を原料とする象牙製品の生産・販売・購入を禁止する特段の理由はないと考えています。</p>